

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた店舗等用ポスター 使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた店舗等用ポスター（以下「ポスター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定において、ポスターとは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するひょうごスタイルの定着に取り組む事業者を支援するために、兵庫県が作成したポスターをいう。

(権利の帰属)

第3条 ポスターの一切の権利は、兵庫県に帰属する。

(使用届の提出)

第4条 ポスターを使用する者（以下「使用者」という。）は、本規定の内容を承諾したうえで、すみやかに様式に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた店舗等用ポスター使用届（以下「使用届」という。）を兵庫県企画県民部防災企画局広域企画室長（以下「広域企画室長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の場合には、使用届の提出を省略することができる。

- (1) 兵庫県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 兵庫県内の学校等が使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 店舗等が感染拡大防止の目的で使用するとき。
- (5) その他、広域企画室長が適当と認めたとき。

(使用の禁止)

第5条 使用者は、使用目的が次のいずれかに該当する場合には、ポスターを使用することができない。

- (1) 兵庫県の信用及び品位を害する恐れのあるとき。
- (2) 法令または公序良俗に反し、もしくは反する恐れがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、もしくは公認しているような誤解を与え、もしくは与える恐れのあるとき。
- (4) 自己の商標とする等、独占的に使用し、または使用する恐れのあるとき。
- (5) その他、広域企画室長が適当でないとき。

2 広域企画室長は、使用届の内容及び使用実態について、適当でないとき認めるときは、使用者に対しその使用の中止やポスターの回収を求め、使用者は異議なくこれに従うものとする。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用届に記載した目的にのみ使用すること。第4条ただし書きにより使用届の提出を省略できる場合には、当該各号以外の目的に使用しないこと。
- (2) 使用者以外の第三者にポスターを使用させないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) ポスターについて商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。

(使用期間)

第9条 ポスターの使用は、令和3年3月31日までの期間とする。

(損害の補償)

第10条 ポスターの使用によって発生した損害または損失について、広域企画室長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補足)

第11条 この規定に定めるもののほか、ポスターの取扱いについて必要な事項は、広域企画室長が別に定める。

附則

この規定は、令和2年6月8日より施行する。